

# 福岡県公報

平成二十七年十二月十五日  
第三千七百五十二号  
増刊 ①

## 目次

### 規則

○知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

○知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

(県民情報広報課) ……………

## 規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年十二月十五日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第六十号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則(平成十七年福岡県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 条例第十条第二項第七号の規則で定める事項は、特定個人情報保護評価の種類とする。

第三条の見出し中「個人情報」を削り、同条中「様式第二号」の下に「(特定個人情報)にあっては、特定個人情報開示請求書(様式第二号の二)」を加える。

第四条第一項中「(条例第二十二條第五項、條例第二十七條第三項及び條例第三十五條第二項において準用する場合を含む。の)」を「に規定する」に改め、同条第一号中「運転免許証」を「開示請求書に記載されている開示請求をしようとする者の氏名及び

住所と同一の氏名及び住所が記載されている運転免許証」に、「住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(住民基本台帳法施行規則(平成十一年自治省令第三十五号)別記様式第二の様式によるものに限る。)」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 条例第十三条第二項に規定する個人情報の本人の法定代理人(特定個人情報にあっては、本人の代理人)であることを証明するために必要な書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 本人の法定代理人

イ 戸籍抄本その他その資格を証明する書類

ロ 本人の法定代理人自身であることを証明するために必要な書類

二 本人の委任による代理人

イ 委任状

ロ 本人の委任による代理人自身であることを証明するために必要な書類

第四条に次の一項を加える。

3 前項第一号ロ及び第二号ロの書類については、第一項の規定を準用する。ただし、

本人の法定代理人(特定個人情報にあっては、本人の代理人)が法人であるときは、登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であつて知事が適当と認めるものとする。

第五条の見出し中「個人情報」を削り、同条第一項第一号中「様式第三号」の下に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報開示決定通知書(様式第三号の二))」を加え、同項第二号中「様式第四号」の下に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報

報告部分開示決定通知書(様式第四号の二))」を加え、同条第二項中「様式第五号」の下に「(特定個人情報にあっては、特定個人情報不開示決定通知書(様式第五号の二))」を加える。

第六条中「開示決定等期間延長通知書(様式第六号)」を「個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第六号)」(特定個人情報にあっては、特定個人情報開示決定等期間延

長通知書（様式第六号の二）」に改める。

第七条中「開示決定等期間特例延長通知書（様式第七号）」を「個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第七号）」（特定個人情報にあつては、特定個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第七号の二））」に改める。

第八条中「開示請求事案移送通知書（様式第八号）」を「個人情報開示請求事案移送通知書（様式第八号）」（特定個人情報にあつては、特定個人情報開示請求事案移送通知書（様式第八号の二））」に改める。

第九条第三項中「意見照会書（様式第九号）」を「個人情報開示請求に係る意見照会書（様式第九号）」（特定個人情報にあつては、特定個人情報開示請求に係る意見照会書（様式第九号の二））」に改め、同条第四項中「意見照会書（様式第十号）」を「個人情報開示請求に係る意見照会書（様式第十号）」（特定個人情報にあつては、特定個人情報開示請求に係る意見照会書（様式第十号の二））」に改め、同条第五項中「開示決定に係る通知書（様式第十一号）」を「個人情報開示決定に係る通知書（様式第十一号）」（特定個人情報にあつては、特定個人情報開示決定に係る通知書（様式第十一号の二））」に改める。

第十一条に次の一項を加える。

4 第四条の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

第十四条の見出し中「個人情報」を削り、同条中「様式第十二号」の下に「（特定個人情報にあつては、特定個人情報訂正請求書（様式第十二号の二））」を加える。

第十五条の見出し中「確認」の下に「等」を加え、同条中「個人情報部分開示決定通知書」の下に「（特定個人情報にあつては、特定個人情報開示決定通知書又は特定個人情報部分開示決定通知書）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第四条の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。

第十六条の見出し中「個人情報」を削り、同条第一項中「様式第十三号」の下に「（特定個人情報にあつては、特定個人情報訂正決定通知書（様式第十三号の二））」を加え、同条第二項中「様式第十四号」の下に「（特定個人情報にあつては、特定個人情報不訂正決定通知書（様式第十四号の二））」を加える。

第十七条中「訂正決定等期間延長通知書（様式第十五号）」を「個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第十五号）」（特定個人情報にあつては、特定個人情報訂正決定等

期間延長通知書（様式第十五号の二））」に改める。

第十八条中「訂正決定等期間特例延長通知書（様式第十六号）」を「個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（様式第十六号）」（特定個人情報にあつては、特定個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（様式第十六号の二））」に改める。

第十九条中「訂正請求事案移送通知書（様式第十七号）」を「個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第十七号）」（特定個人情報にあつては、特定個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第十七号の二））」に改める。

第二十条の見出し中「個人情報」を削り、同条中「様式第十八号」の下に「（特定個人情報にあつては、特定個人情報訂正実施通知書（様式第十八号の二））」を加える。

第二十一条の見出し中「個人情報」を削り、同条中「様式第十九号」の下に「（特定個人情報にあつては、特定個人情報利用停止請求書（様式第十九号の二））」を加える。

第二十二条中「第十五条」を「第四条及び第十五条第一項」に改める。

第二十三条の見出し中「個人情報」を削り、同条第一項中「様式第二十号」の下に「（特定個人情報にあつては、特定個人情報利用停止決定通知書（様式第二十号の二））」を加え、同条第二項中「様式第二十一号」の下に「（特定個人情報にあつては、特定個人情報利用停止決定通知書（様式第二十一号の二））」を加える。

第二十四条中「利用停止決定等期間延長通知書（様式第二十二号）」を「個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第二十二号）」（特定個人情報にあつては、特定個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第二十二号の二））」に改める。

第二十五条中「利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第二十三号）」を「個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第二十三号）」（特定個人情報にあつては、特定個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第二十三号の二））」に改める。

第二十六条中「審議会諮問通知書（様式第二十四号）」を「個人情報に係る審議会諮問通知書（様式第二十四号）」（特定個人情報にあつては、特定個人情報に係る審議会諮問通知書（様式第二十四号の二））」に改める。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

個人情報取扱事務登録簿

固有  出先共通  全庁共通

所管課室所名

登録主務課名

番号	個人情報取扱事務の名称 個人情報取扱事務の目的 個人情報の対象者の類型	個人情報										処理形態	個人情報 の主な収集先	個人情報 の目的外 利用の有無	特定個人情報 の保有の有無 特定個人情報保護 評価の種類	事務開始年月日 備考
		基本的事項	心身の状況	思想・信条等	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の事項	職業・職歴	親族関係	思想・信条及び宗教					
		識別番号 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/>	健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/>	思想・信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> ※収集する理由 <input type="checkbox"/> (根拠法令等) <input type="checkbox"/>	親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/>	職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/>	資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/>	趣味 <input type="checkbox"/>	手作業処理 <input type="checkbox"/> 電子計算機処理 <input type="checkbox"/> ※電子計算機等の 結合による提供 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (条例第3条第4項 第号該当) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> 実施機関内での利用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (条例第5条第2項 第号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input type="checkbox"/> 基礎項目評価	年 月 日			
		識別番号 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/>	健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/>	思想・信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> ※収集する理由 <input type="checkbox"/> (根拠法令等) <input type="checkbox"/>	親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/>	職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/>	資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/>	趣味 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 手作業処理 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 電子計算機処理 <input type="checkbox"/> ※電子計算機等の 結合による提供 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (条例第3条第4項 第号該当) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> 実施機関内での利用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (条例第5条第2項 第号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input type="checkbox"/> 基礎項目評価	年 月 日			
		識別番号 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/>	健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/>	思想・信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> ※収集する理由 <input type="checkbox"/> (根拠法令等) <input type="checkbox"/>	親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/>	職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/>	資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/>	趣味 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 手作業処理 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 電子計算機処理 <input type="checkbox"/> ※電子計算機等の 結合による提供 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (条例第3条第4項 第号該当) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> 実施機関内での利用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (条例第5条第2項 第号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input type="checkbox"/> 基礎項目評価	年 月 日			

様式第 2 号 (第 3 条関係)

(表)

### 個人情報開示請求書

福岡県知事 殿

年 月 日

郵便番号.....  
 (請求者) 住 所.....  
 フリガナ.....  
 氏 名.....  
 電話番号 ( ).....

福岡県個人情報保護条例 (平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号) 第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

請求する個人情報の内容  <small>( 請求する個人情報の内容が特定できるよう、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の名称、内容等をできるだけ具体的に記載してください。 )</small>	
求める開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送希望 )
法定代理人が請求する場合における本人の氏名等	氏名
	住所
	状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (    年 月 日生 ) <input type="checkbox"/> 成年被後見人

- 注 1  については、該当する  にレ印を付けてください。  
 2 請求の際は、本人であること (又は法定代理人自身であること) を証明するために必要な書類 (運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等) の提出又は提示が必要です。  
 3 法定代理人による請求の場合は、2 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。

(裏)

書類の送付先（請求者欄の住所と異なる場合のみ記載）

郵便番号..... 送付先..... 電話番号（.....）.....
書類の送付先が、請求者欄の住所と異なる場合は、その理由を記入し、当該理由を証明する書類（例えば入院先の病院長の証明等）を提出又は提示してください。
（理由）

【郵送により開示請求をする場合】

- 1 本人であること（又は法定代理人自身であること）を証明するために次に掲げる書類を提出することが必要です。（該当する書類に○をしてください。）
- (1) 個人の場合（ア又はイのいずれかの書類の提出が必要）
- ア 法令の規定により交付された書類の写し
- ・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード
  - ・その他法令の規定により交付された書類（括弧の中に具体的に記入してください。）（ ）
- イ アの書類が提出できない場合の書類（例えば会社、学校等が発行する身分証明書の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）（ ）
- (2) 法人の場合（ア及びイの両方の書類の提出が必要）
- ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等（括弧の中に具体的に記入してください。）（ ）
- イ 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等（例えば法人が発行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）（ ）
- 2 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出が必要です。
- 3 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	部・局・所	課・室	係
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 (4)個人番号カード (5)その他 ( )		
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 ( )		
備考			

様式第二号の次に次の様式を加える。

様式第 2 号の 2 (第 3 条関係)

(表)

## 特定個人情報開示請求書

福岡県知事 殿

年 月 日

郵便番号.....  
 (請求者) 住 所.....  
 フリガナ.....  
 氏 名.....  
 電話番号 (.....).....

福岡県個人情報保護条例 (平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号) 第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり特定個人情報の開示を請求します。

請求する特定個人情報の内容		
<p>請求する特定個人情報の内容が特定できるよう、開示請求に係る特定個人情報が記録されている公文書の名称、内容等をできるだけ具体的に記載してください。</p>		
求める開示の方法		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送希望 )
代理人が請求する場合における本人の氏名等	氏名	
	住所	
	電話番号	(任意代理人の場合)
	代理人の種別	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者 (      年      月      日生 ) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人

- 注 1 については、該当するにレ印を付けてください。  
 2 請求の際は、本人であること (又は代理人自身であること) を証明するために必要な書類 (運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等) の提出又は提示が必要です。  
 3 法定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。  
 4 任意代理人による請求の場合は、2の書類のほか委任状の提出が必要です。  
 5 任意代理人による請求の場合は、本人に対する代理権の付与についての確認を電話等により行いますので、本人の電話番号を必ず記載してください。



(裏)

書類の送付先 (請求者欄の住所と異なる場合のみ記載)

郵便番号..... 送付先..... 電話番号 (.....).....
書類の送付先が、請求者欄の住所と異なる場合は、その理由を記入し、当該理由を証明する書類 (例えば入院先の病院長の証明等) を提出又は提示してください。
(理由)

【郵送により開示請求をする場合】

- 1 本人であること (又は代理人自身であること) を証明するために次に掲げる書類を提出することが必要です。(該当する書類に○をしてください。)
  - (1) 個人の場合 (ア又はイのいずれかの書類の提出が必要)
    - ア 法令の規定により交付された書類の写し
      - ・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード
      - ・その他法令の規定により交付された書類 (括弧の中に具体的に記入してください。)
    - イ アの書類が提出できない場合の書類 (例えば会社、学校等が発行する身分証明書の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)
  - (2) 法人の場合 (ア及びイの両方の書類の提出が必要)
    - ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等 (括弧の中に具体的に記入してください。)
    - イ 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等 (例えば法人が発行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)
- 2 法定代理人による請求の場合は、1 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出が必要です。
- 3 任意代理人による請求の場合は、1 の書類のほか委任状の提出が必要です。
- 4 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	部・局・所	課・室	係
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 (4)個人番号カード (5)その他 ( )		
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 ( )		
任意代理人資格確認欄	委任状		
備考			



様式第三号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 5 条関係)

## 個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 5 7 号）第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容		
個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 午前 時 分 午後
	場所	
事務担当課等	部・局・所	課・室 係
	電話番号 ( )	— 内線 ( )
備考		

- 注 1 個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。
- 2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。
- 3 条例第 2 2 条第 4 項の規定により、この通知があった日から 90 日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください（正当な理由がある場合を除きます。）。

様式第三号の次に次の様式を加える。

様式第 3 号の 2 (第 5 条関係)

### 特定個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり特定個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る特定個人情報の内容		
特定個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 午前 時 分 午後
	場所	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係	
	電話番号 ( ) — 内線 ( )	
備考		

- 注 1 特定個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。
- 2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。
- 3 条例第 2 2 条第 4 項の規定により、この通知があった日から 9 0 日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください（正当な理由がある場合を除きます。）。

様式第四号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 5 条関係)

## 個人情報部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容			
個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所		
開示しない部分及び理由	福岡県個人情報保護条例第 1 4 条第 1 項第 号に該当		
	該当号	説 明	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係 電話番号 ( ) — 内線 ( )		
備考			

- 注 1 個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。
- 2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。
- 3 条例第 2 2 条第 4 項の規定により、この通知があった日から 9 0 日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください（正当な理由がある場合を除きます。）。

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第四号の次に次の様式を加える。



様式第 4 号の 2 (第 5 条関係)

### 特定個人情報部分開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事



年 月 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり特定個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る特定個人情報の内容			
特定個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所		
開示しない部分及び理由	福岡県個人情報保護条例第 1 4 条第 1 項第 号に該当		
	該当号	説 明	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係 電話番号 ( ) — 内線 ( )		
備考			

- 注 1 特定個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。
- 2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。
- 3 条例第 2 2 条第 4 項の規定により、この通知があった日から 9 0 日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください（正当な理由がある場合を除きます。）。

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第五号を次のように改める。

様式第 5 号（第 5 条関係）

## 個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 5 7 号）第 1 7 条第 2 項の規定により、次のとおり個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容		
開示しない理由	福岡県個人情報保護条例第 1 4 条第 1 項第 号に該当	
	該当号	説明
事務担当課等	部・局・所 課・室 係 電話番号（ ） — 内線（ ）	
備考		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第五号の次に次の様式を加える。

様式第 5 号の 2 (第 5 条関係)

### 特定個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 1 7 条第 2 項の規定により、次のとおり特定個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る特定個人情報の内容		
開示しない理由	福岡県個人情報保護条例第 1 4 条第 1 項第 号に該当	
	該当号	説明
事務担当課等	部・局・所	課・室 係
	電話番号 ( )	— 内線 ( )
備考		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第六号を次のように改める。

様式第 6 号 (第 6 条関係)

## 個人情報開示決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号( ) ー 内線( )
備考	



様式第六号の次に次の様式を加える。

様式第 6 号の 2 (第 6 条関係)

### 特定個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県知事



年 月 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る特定個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号( ) — 内線( )
備考	

様式第七号を次のように改める。

様式第 7 号 (第 7 条関係)

## 個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 1 9 条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日 まで
残りの個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第 1 9 条を適用する理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号 ( ) — 内線 ( )
備考	

様式第七号の次に次の様式を加える。

様式第 7 号の 2 (第 7 条関係)

## 特定個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 1 9 条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る特定個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
開示請求に係る特定個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日 まで
残りの特定個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第 1 9 条を適用する理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号 ( ) — 内線 ( )
備考	

様式第八号を次のように改める。



様式第 8 号 (第 8 条関係)

### 個人情報開示請求事案移送通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事



年 月 日付けであった個人情報の開示請求について、福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号）第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
移送をした実施機関の事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号 ( ) — 内線 ( )
移送を受けた実施機関及び事務担当課等	実施機関
	事務担当課等
	電話番号 ( ) — 内線 ( )
移送した日	年 月 日
移送した理由	
備考	

注 本件開示請求に係る開示決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた実施機関が行います。

様式第八号の次に次の様式を加える。

様式第 8 号の 2 (第 8 条関係)

## 特定個人情報開示請求事案移送通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事

印

年 月 日付けであった特定個人情報の開示請求について、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

開示請求に係る特定個人情報の内容	
移送をした実施機関の事務担当課等	部・局・所 課・室 係 電話番号 ( ) — 内線 ( )
移送を受けた実施機関及び事務担当課等	実施機関 事務担当課等 電話番号 ( ) — 内線 ( )
移送した日	年 月 日
移送した理由	
備考	

注 本件開示請求に係る開示決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた実施機関が行います。

様式第九号を次のように改める。

様式第 9 号 (第 9 条関係)

## 個人情報開示請求に係る意見照会書

第 号  
年 月 日

様

福岡県知事

印

福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）に基づき、次のとおり、あなた（貴団体）に関する情報が含まれた個人情報について開示請求がありましたので、当該個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「個人情報開示請求に係る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

開示請求に係る個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
意見書の提出先 （事務担当課等）	所在地（〒 ） 名 称 部・局・所 課・室 係 電話番号（ ） — 内線（ ）
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

別 紙

### 個人情報開示請求に係る意見書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)  
(〒 )

氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( ) —

連絡先又は連絡担当者

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件について、次のとおり  
意見を提出します。

開示請求に係る個人情報に 含まれているあなた(貴団 体)に関する情報の内容	
上記のあなた(貴団体)に 関する情報の開示に反対す る意思の有無  ( 該当する番号を○で 囲んでください。 )	1 有                      2 無
あなた(貴団体)に関する 情報の開示による支障(不 利益)の具体的内容  ( 上記で1を選択した 場合に記載してくだ さい。 )	

様式第九号の次に次の様式を加える。

様式第 9 号の 2 (第 9 条関係)

### 特定個人情報開示請求に係る意見照会書

第 号  
年 月 日

様

福岡県知事



福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）に基づき、次のとおり、あなた（貴団体）に関する情報が含まれた特定個人情報について開示請求がありましたので、当該特定個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該特定個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「特定個人情報開示請求に係る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

開示請求に係る特定個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
意見書の提出先（事務担当課等）	所在地（〒 名称 部・局・所 課・室 係 電話番号（ ） ー 内線（ ）
意見書の提出期限	年 月 日
備考	



別 紙

### 特定個人情報開示請求に係る意見書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)  
(〒 )

氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

連絡先又は連絡担当者

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件について、次のとおり  
意見を提出します。

開示請求に係る特定個人情報に含まれているあなた (貴団体) に関する情報の内容	
上記のあなた (貴団体) に関する情報の開示に反対する意思の有無 ( 該当する番号を○で 囲んでください。 )	1 有                      2 無
あなた (貴団体) に関する情報の開示による支障 (不利益) の具体的内容 ( 上記で1を選択した 場合に記載してくだ さい。 )	

様式第十号を次のように改める。

様式第 1 0 号 (第 9 条関係)

## 個人情報開示請求に係る意見照会書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事

印

福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）に基づき、次のとおり、あなた（貴団体）に関する情報が含まれている個人情報について開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同条例第 2 1 条第 2 項に基づき、御意見を伺いますので、当該個人情報を開示することについて御意見がある場合は、別紙「個人情報開示請求に係る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

開示請求に係る個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第 1 6 条の規定により開示しようとする理由	
意見書の提出先 （事務担当課等）	所在地（〒 ） 名 称 部・局・所 課・室 係 電話番号（ ） ー 内線（ ）
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

別紙

## 個人情報開示請求に係る意見書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）  
（〒                    ）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（            ）                    —

連絡先又は連絡担当者

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
上記のあなた（貴団体）に関する情報の開示に反対する意思の有無  〔 該当する番号を○で 囲んでください。 〕	1 有                    2 無
あなた（貴団体）に関する情報の開示による支障（不利益）の具体的内容  〔 上記で1を選択した場合に記載してください。 〕	

様式第十号の次に次の様式を加える。

様式第 1 0 号の 2 (第 9 条関係)

## 特定個人情報開示請求に係る意見照会書

第 年 月 日  
号

様

福岡県知事

印

福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）に基づき、次のとおり、あなた（貴団体）に関する情報が含まれている特定個人情報について開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同条例第 2 1 条第 2 項に基づき、御意見を伺いますので、当該特定個人情報を開示することについて御意見がある場合は、別紙「特定個人情報開示請求に係る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

開示請求に係る特定個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第 1 6 条の規定により開示しようとする理由	
意見書の提出先 （事務担当課等）	所在地（〒 ） 名 称 部・局・所 課・室 係 電話番号（ ） — 内線（ ）
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

別 紙

### 特定個人情報開示請求に係る意見書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)  
(〒 )

氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

連絡先又は連絡担当者

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件について、次のとおり  
意見を提出します。

開示請求に係る特定個人情報に含まれているあなた (貴団体) に関する情報の内容	
上記のあなた (貴団体) に関する情報の開示に反対する意思の有無  ( 該当する番号を○で 囲んでください。 )	1 有                      2 無
あなた (貴団体) に関する情報の開示による支障 (不利益) の具体的内容  ( 上記で1を選択した場合に記載してください。 )	

様式第十一号を次のように改める。



様式第 1 1 号（第 9 条関係）

## 個人情報開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けであなた（貴団体）から「個人情報開示請求に係る意見書」の提出がありました個人情報については、次のとおり開示することを決定しましたので、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 2 1 条第 3 項の規定により通知します。

開示決定した個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課等	部・局・所 課・室 係 電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第十一号の次に次の様式を加える。

様式第 1 1 号の 2 (第 9 条関係)

### 特定個人情報開示決定に係る通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事



年 月 日付けであなた(貴団体)から「特定個人情報開示請求に係る意見書」の提出がありました特定個人情報については、次のとおり開示することを決定しましたので、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第21条第3項の規定により通知します。

開示決定した特定個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号( ) — 内線( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第十二号を次のように改める。

様式第 1 2 号（第 1 4 条関係）

（表）

## 個人情報訂正請求書

福岡県知事 殿

年 月 日

郵便番号.....  
 (請求者) 住 所.....  
 フリガナ.....  
 氏 名.....  
 電話番号(.....).....

福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 2 7 条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る個人情報の内容		
開示を受けた年月日	年 月 日	
訂正請求の趣旨及び理由		
法定代理人が訂正請求する場合における本人の氏名等	氏名	
	住所	
	状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人
備考		

- 注 1 については、該当するにレ印を付けてください。  
 2 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示してください。  
 3 請求の際は、本人であること（又は法定代理人自身であること）を証明するために必要な書類（運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等）の提出又は提示が必要です。  
 4 法定代理人による請求の場合は、3の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。  
 5 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、個人情報（部分）開示決定通知書の提示を求めることがあります。  
 6 条例第 2 6 条第 3 項の規定により、訂正請求は、開示を受けた日から 9 0 日を経過するとできなくなります。  
 7 本件請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望される場合は、その旨を上記備考欄に記載してください。

(裏)

## 【郵送により訂正請求をする場合】

- 1 本人であること（又は法定代理人自身であること）を証明するために次に掲げる書類を提出することが必要です。（該当する書類に○をしてください。）
- (1) 個人の場合（ア又はイのいずれかの書類の提出が必要）
- ア 法令の規定により交付された書類の写し
- ・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード
  - ・その他法令の規定により交付された書類（括弧の中に具体的に記入してください。）（ )
- イ アの書類が提出できない場合の書類（例えば会社、学校等が発行する身分証明書の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）
- ( )
- (2) 法人の場合（ア及びイの両方の書類の提出が必要）
- ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等（括弧の中に具体的に記入してください。）（ )
- イ 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等（例えば法人が発行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）
- ( )
- 2 法定代理人による請求の場合は、1 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出が必要です。
- 3 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

## ※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	部・局・所	課・室	係
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 (4)個人番号カード (5)その他 ( )		
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 ( )		
備考			

様式第十二号の次に次の一様式を加える。

様式第 1 2 号の 2 (第 1 4 条関係)

(表)

## 特定個人情報訂正請求書

福岡県知事 殿

年 月 日

郵便番号.....  
 (請求者) 住 所.....  
 フリガナ.....  
 氏 名.....  
 電話番号(.....).....

福岡県個人情報保護条例(平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号)第 2 7 条第 1 項の規定により、次のとおり特定個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る特定個人情報の内容		
開示を受けた年月日		年 月 日
訂正請求の趣旨及び理由		
代理人が訂正請求する場合における本人の氏名等	氏名	
	住所	
	電話番号	(任意代理人の場合)
	代理人の種別	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
備考		

- 注 1 □については、該当する□にレ印を付けてください。  
 2 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示してください。  
 3 請求の際は、本人であること(又は代理人自身であること)を証明するために必要な書類(運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等)の提出又は提示が必要です。  
 4 法定代理人による請求の場合は、3の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。  
 5 任意代理人による請求の場合は、3の書類のほか委任状の提出が必要です。  
 6 任意代理人による請求の場合は、本人に対する代理権の付与についての確認を電話等により行いますので、本人の電話番号を必ず記載してください。  
 7 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、特定個人情報(部分)開示決定通知書の提示を求めることがあります。  
 8 条例第 2 6 条第 3 項の規定により、訂正請求は、開示を受けた日から 9 0 日を経過するとできなくなります。  
 9 本件請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望される場合は、その旨を上記備考欄に記載してください。



(裏)

【郵送により訂正請求をする場合】

- 1 本人であること（又は代理人自身であること）を証明するために次に掲げる書類を提出することが必要です。（該当する書類に○をしてください。）
  - (1) 個人の場合（ア又はイのいずれかの書類の提出が必要）
    - ア 法令の規定により交付された書類の写し
      - ・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード
      - ・その他法令の規定により交付された書類（括弧の中に具体的に記入してください。）（ ）
    - イ アの書類が提出できない場合の書類（例えば会社、学校等が発行する身分証明書の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）（ ）
  - (2) 法人の場合（ア及びイの両方の書類の提出が必要）
    - ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等（括弧の中に具体的に記入してください。）（ ）
    - イ 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等（例えば法人が発行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）（ ）
- 2 法定代理人による請求の場合は、1 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出が必要です。
- 3 任意代理人による請求の場合は、1 の書類のほか委任状の提出が必要です。
- 4 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	部・局・所 課・室 係
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 (4)個人番号カード (5)その他 ( )
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 ( )
任意代理人資格確認欄	委任状
備考	

様式第十三号を次のように改める。

様式第 1 3 号（第 1 6 条関係）

## 個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事

印

年 月 日付で訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 2 9 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することを決定したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号( ) — 内線( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第十三号の次に次の一様式を加える。

様式第 1 3 号の 2 (第 1 6 条関係)

## 特定個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで訂正請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 2 9 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することを決定したので通知します。

訂正請求に係る特定個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号( ) — 内線( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第十四号を次のように改める。

様式第 1 4 号（第 1 6 条関係）

## 個人情報不訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 2 9 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正をしないことを決定したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号( ) — 内線( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第十四号の次に次の一様式を加える。



様式第 1 4 号の 2 (第 1 6 条関係)

## 特定個人情報不訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで訂正請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 2 9 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正をしないことを決定したので通知します。

訂正請求に係る特定個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号( ) — 内線( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第十五号を次のように改める。

様式第 1 5 号 (第 1 7 条関係)

## 個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 0 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係 電話番号( ) — 内線( )
備考	

様式第十五号の次に次の一様式を加える。

様式第 1 5 号の 2 (第 1 7 条関係)

### 特定個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事



年 月 日付けで訂正請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 0 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る特定個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号( ) — 内線( )
備考	

様式第十六号を次のように改める。

様式第 1 6 号 (第 1 8 条関係)

## 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 1 条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
訂正決定等をする期限	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第 3 1 条を適用する理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号 ( ) — 内線 ( )
備考	

様式第十六号の次に次の一様式を加える。



様式第 1 6 号の 2 (第 1 8 条関係)

## 特定個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで訂正請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 1 条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る特定個人情報 の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
訂正決定等をする期限	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第 3 1 条を適用する理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号 ( ) — 内線 ( )
備考	

様式第十七号を次のように改める。

様式第 1 7 号 (第 1 9 条関係)

## 個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けであった個人情報の訂正請求について、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 2 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
移送をした実施機関の事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号 ( ) — 内線 ( )
移送を受けた実施機関及び事務担当課等	実施機関
	事務担当課等
	電話番号 ( ) — 内線 ( )
移送した日	年 月 日
移送した理由	
備考	

注 本件訂正請求に係る訂正決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた実施機関が行います。

様式第十七号の次に次の一様式を加える。

様式第 1 7 号の 2 (第 1 9 条関係)

## 特定個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けであった特定個人情報の訂正請求について、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 2 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

訂正請求に係る特定個人情報の内容	
移送をした実施機関の事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号 ( ) — 内線 ( )
移送を受けた実施機関及び事務担当課等	実施機関
	事務担当課等
	電話番号 ( ) — 内線 ( )
移送した日	年 月 日
移送した理由	
備考	

注 本件訂正請求に係る訂正決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた実施機関が行います。

様式第十八号を次のように改める。

様式第 1 8 号 (第 2 0 条関係)

### 個人情報訂正実施通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事



提供した個人情報について、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 3 条の規定により、次のとおり訂正したので通知します。

提供した個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号 ( ) — 内線 ( )
備考	

様式第十八号の次に次の一様式を加える。



様式第 1 8 号の 2 (第 2 0 条関係)

### 特定個人情報訂正実施通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事



提供した特定個人情報について、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 3 条の規定により、次のとおり訂正したので通知します。

提供した特定個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号 ( ) — 内線 ( )
備考	

様式第十九号を次のように改める。

様式第 1 9 号 (第 2 1 条関係)

(表)

## 個人情報利用停止請求書

福岡県知事 殿

年 月 日

郵便番号.....  
 (請求者) 住 所.....  
 フリガナ.....  
 氏 名.....  
 電話番号 (.....) —.....

福岡県個人情報保護条例 (平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号) 第 3 5 条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る個人情報の内容			
開示を受けた年月日		年 月 日	
利用停止請求の趣旨及び理由	適法でないと 思料する個人 情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 第 3 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定に違反して収集された <input type="checkbox"/> 第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して利用されている	<input type="checkbox"/> 第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定に違反して提供されている
	求める措置	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去	<input type="checkbox"/> 提供の停止
	理由		
法定代理人が利用停止請求する場合における本人の氏名等	氏名		
	住所		
	状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人	
備考			

- 注 1 については、該当するにレ印を付けてください。  
 2 請求の際は、本人であること (又は法定代理人自身であること) を証明するために必要な書類 (運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等) の提出又は提示が必要です。  
 3 法定代理人による請求の場合は、2 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。  
 4 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、個人情報 (部分) 開示決定通知書の提示を求めることがあります。  
 5 条例第 3 4 条第 3 項の規定により、利用停止請求は、開示を受けた日から 9 0 日を経過するとできなくなります。  
 6 本件請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望される場合は、その旨を上記備考欄に記載してください。

(裏)

## 【郵送により利用停止請求をする場合】

- 1 本人であること（又は法定代理人自身であること）を証明するために次に掲げる書類を提出することが必要です。（該当する書類に○をしてください。）
- (1) 個人の場合（ア又はイのいずれかの書類の提出が必要）
- ア 法令の規定により交付された書類の写し
- ・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード
  - ・その他法令の規定により交付された書類（括弧の中に具体的に記入してください。）（ ）
- イ アの書類が提出できない場合の書類（例えば会社、学校等が発行する身分証明書の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）（ ）
- (2) 法人の場合（ア及びイの両方の書類の提出が必要）
- ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等（括弧の中に具体的に記入してください。）（ ）
- イ 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等（例えば法人が発行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）（ ）
- 2 法定代理人による請求の場合は、1 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出が必要です。
- 3 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

## ※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	部・局・所	課・室	係
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 (4)個人番号カード (5)その他 ( )		
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 ( )		
備考			

様式第十九号の次に次の一様式を加える。

様式第 19 号の 2 (第 21 条関係)

(表)

## 特定個人情報利用停止請求書

福岡県知事 殿

年 月 日

郵便番号.....  
 (請求者) 住 所.....  
 フリガナ.....  
 氏 名.....  
 電話番号 (.....).....

福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第35条第1項の規定により、次のとおり特定個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る特定個人情報の内容			
開示を受けた年月日		年 月 日	
利用停止請求の趣旨及び理由	適法でないと 思料する特定 個人情報の取 扱い	<input type="checkbox"/> 第3条第1項又は第4項の規定に違反して収集された <input type="checkbox"/> 第5条の2の規定に違反して利用されている <input type="checkbox"/> 番号利用法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されている <input type="checkbox"/> 番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されている	<input type="checkbox"/> 第5条の3の規定に違反して提供されている
	求める措置	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去	<input type="checkbox"/> 提供の停止
	理由		
代理人 が利用 停止請 求す る場 合に おけ る本 人の 氏名 等	氏名		
	住所		
	電話番号	(任意代理人の場合)	
	代理人の種別	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者 (      年      月      日生 ) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
備考			

- 注 1 については、該当するにレ印を付けてください。  
 2 請求の際は、本人であること(又は代理人自身であること)を証明するために必要な書類(運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等)の提出又は提示が必要です。  
 3 法定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。  
 4 任意代理人による請求の場合は、2の書類のほか委任状の提出が必要です。  
 5 任意代理人による請求の場合は、本人に対する代理権の付与についての確認を電話等により行いますので、本人の電話番号を必ず記載してください。  
 6 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、特定個人情報(部分)開示決定通知書の提示を求めることがあります。  
 7 条例第34条第3項の規定により、利用停止請求は、開示を受けた日から90日を経過するまでできなくなります。  
 8 本件請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望される場合は、その旨を上記備考欄に記載してください。

(裏)

【郵送により利用停止請求をする場合】

- 1 本人であること（又は代理人自身であること）を証明するために次に掲げる書類を提出することが必要です。（該当する書類に○をしてください。）
  - (1) 個人の場合（ア又はイのいずれかの書類の提出が必要）
    - ア 法令の規定により交付された書類の写し
      - ・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード
      - ・その他法令の規定により交付された書類（括弧の中に具体的に記入してください。）（ ）
    - イ アの書類が提出できない場合の書類（例えば会社、学校等が発行する身分証明書の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）（ ）
  - (2) 法人の場合（ア及びイの両方の書類の提出が必要）
    - ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等（括弧の中に具体的に記入してください。）（ ）
    - イ 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等（例えば法人が発行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）（ ）
- 2 法定代理人による請求の場合は、1 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出が必要です。
- 3 任意代理人による請求の場合は、1 の書類のほか委任状の提出が必要です。
- 4 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	部・局・所 課・室 係
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 (4)個人番号カード (5)その他 ( )
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 ( )
任意代理人資格確認欄	委任状
備考	

様式第二十号を次のように改める。



様式第 2 0 号 (第 2 3 条関係)

## 個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 7 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することを決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号 ( ) — 内線 ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第二十号の次に次の一様式を加える。

様式第 2 0 号の 2 (第 2 3 条関係)

### 特定個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事



年 月 日付で利用停止請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 7 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することを決定したので通知します。

利用停止請求に係る特定個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号 ( ) — 内線 ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第二十一号を次のように改める。

様式第 2 1 号 (第 2 3 条関係)

## 個人情報利用不停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 7 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止をしないことを決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係 電話番号 ( ) — 内線 ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第二十一号の次に次の一様式を加える。

様式第 2 1 号の 2 (第 2 3 条関係)

## 特定個人情報利用不停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 7 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止をしないことを決定したので通知します。

利用停止請求に係る特定個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係 電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第二十二号を次のように改める。



様式第 2 2 号 (第 2 4 条関係)

## 個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県知事



年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 8 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号( ) — 内線( )
備考	

様式第二十二号の次に次の一様式を加える。

様式第 2 2 号の 2 (第 2 4 条関係)

## 特定個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 8 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る特定個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号( ) — 内線( )
備考	

様式第二十三号を次のように改める。

様式第 2 3 号 (第 2 5 条関係)

## 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 9 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
利用停止決定等をする期限	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第 3 9 条を適用する理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係 電話番号( ) ー 内線( )
備考	

様式第二十三号の次に次の一様式を加える。

様式第 2 3 号の 2 (第 2 5 条関係)

## 特定個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県知事



年 月 日付けで利用停止請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 9 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る特定個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
利用停止決定等をする期限	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第 3 9 条を適用する理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号( ) — 内線( )
備考	

様式第二十四号を次のように改める。



様式第 2 4 号 (第 2 6 条関係)

## 個人情報に係る審議会諮問通知書

第 年 月 日  
第 号

様

福岡県知事

印

福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 条の規定に基づく  
決定等に対する次の不服申立てについては、同条例第 4 0 条の規定により福岡県  
個人情報保護審議会に諮問しましたので、同条例第 4 1 条の規定により通知します。

不服申立てに係る個人情報の内容	
不服申立てに係る 決定等の内容	
不服申立ての内容	(1) 不服申立年月日 (2) 不服申立ての趣旨
諮問をした日	年 月 日
事務担当課等	部・局・所 課・室 係 電話番号 ( ) — 内線 ( )
備考	

様式第二十四号の次に次の様式を加える。

様式第 2 4 号の 2 (第 2 6 条関係)

## 特定個人情報に係る審議会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県知事

印

福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 条の規定に基づく  
決定等に対する次の不服申立てについては、同条例第 4 0 条の規定により福岡県  
個人情報保護審議会に諮問しましたので、同条例第 4 1 条の規定により通知します。

不服申立てに係る特定個人情報 の内容	
不服申立てに係る 決定 等の内容	
不服申立ての内容	(1) 不服申立年月日 (2) 不服申立ての趣旨
諮問をした日	年 月 日
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号 ( ) ー 内線 ( )
備考	

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第四条第一項第一号の規定の適用については、平成二十八年一月一日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カードは、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた番号利用法整備法第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードとみなす。